

## ○見附市有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金交付要綱

令和4年5月12日

告示第68号

### (趣旨)

第1条 本市は、有害鳥獣による被害を防止するため、狩猟免許等の取得等をする者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、見附市補助金等交付規則（昭和34年見附市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表に定めるとおりとする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

### (交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、見附市有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）に別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### (交付決定及び交付額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、見附市有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金交付決定通知書兼交付額の確定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年告示第111号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市有害鳥獣捕獲の扱い手緊急確  
保事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

補助事業 の内容	補助対象者	補助対象経費	補助金の額	交付申請及び実績報告 に必要な書類
1 第一 種銃獵 免許の 新規取 得	新規に第一種 銃獵免許を取 得した者で、市 が行う有害鳥 獣捕獲業務に 率先して、か つ、継続して從 事すると見込 まれる者	・健康診断料	補助対象経 費実費相当 額（ただし、 1の免許取 得、2の許可 及び3の登 録に係る補 助金の総額 は、54,0	(1) 対象となる免 許又は許可に係る受 験票、許可申請書等 の写し (2) 対象となる免 許又は許可を取得 し、又は受けたこと を証する免状又は許 可証の写し
2 猟銃 の所持 の許可 の新規 取得	新規に猟銃の 所持の許可を 取得した者で、 市が行う有害 鳥獣捕獲業務 に率先して、か つ、継続して從 事すると見込 まれる者	・健康診断料 ・所持の許可の 取得のための 講習料	00円を上 限とする。)	(3) 対象となる免 許又は許可を取得 し、又は受けたこと を証する免状又は許 可証の写し (4) 健康診断を受 けた際の診断書の写 し
3 狩獵 者の新 規登録	新規に狩獵者 の当路を行つ た者で、市が行 う有害鳥獣捕	・ハンター保険 料		

	獲業務に率先して、かつ、継続して従事すると見込まれる者			
4 わな猟免許の新規取得	新規にわな猟免許を取得した者で、市が行う有害鳥獣捕獲業務に率先して、かつ、継続して従事すると見込まれる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断料</li> <li>・免許取得のための試験等の申請料</li> <li>・ハンター保険料</li> </ul>	<p>補助対象経費実費相当額（ただし、補助金の総額は10,000円を上限とする。）</p>	

- 1 「第一種銃猟免許」は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に定める第一種猟銃免許とする。
- 2 「猟銃の所持の許可」は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条第1項に定める許可とする。
- 3 「ライフル銃」は銃刀法第5条の2第4項に定めるライフル銃とする。
- 4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別記第1号様式（第5条関係）

見附市有害鳥獣捕獲の扱い手緊急確保事業補助金  
交付申請書兼実績報告書

年　月　日

(宛先) 見附市長様

申請者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日 ( 歳)

電話番号

年度見附市有害鳥獣捕獲の扱い手緊急確保事業補助金の交付を受けたいので、見附市  
有害鳥獣捕獲の扱い手緊急確保事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添  
えて申請します。

1 補助金交付対象事業の内容

2 補助対象経費

3 補助金交付申請額

別紙

1 経費内訳

補助事業の内容	補助対象経費	金額	補助金額
1 第一種銃獵免許の新規取得	(1) 健康診断料	円	
2 獲銃の所持の許可の新規取得	(1) 健康診断料	円	
	(2) 射撃講習等の受講料	円	
3 獣猟者の新規登録	(1) ハンター保険料	円	
4 わな獵免許の新規取得	(1) 健康診断料	円	
	(2) 試験等の申請料	円	
	(3) ハンター保険料	円	

2 完了年月日

年 月 日

別記第2号様式（第5条関係）

（宛先）見附市長様

誓 約 書

私は、見附市有害鳥獣捕獲の扱い手緊急確保事業補助金の交付を受けるに当たり、見附市で行われる有害鳥獣捕獲業務に率先し、継続的に従事することを誓約いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

別記第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

見附市長

見附市有害鳥獣捕獲の扱い手緊急確保事業補助金  
交付決定通知書兼交付額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった見附市有害鳥獣捕獲の扱い手緊急確保事業補助金の交付について、下記のとおり交付を決定し、交付金額を確定したので、見附市有害鳥獣捕獲の扱い手緊急確保事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金の確定額 金 円

2 条件その他